

令和8年度大野城市会計年度任用職員 (学級運営サポートティーチャー) 募集要項

1 募集職種・採用予定人数・職務内容

職種	採用予定人数	職務内容
学級運営 サポート ティーチャー	若干名	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の要配慮児童生徒がいる学級の運営補助および学習指導・支援 ・校内サポートルームの運営補助（不登校児童に対する指導・支援・学習指導）

※採用試験では、採用人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とし、任用候補者名簿に登録します。

2 基本的な勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※4月1日以前・以後に採用される場合もあります。
勤務日	週5日
勤務時間	週38時間45分（1日7時間45分）
勤務場所	市内小中学校
勤務形態	パートタイム勤務
給料・報酬	日給11,928円～12,357円 ※専門職としての職務経験等により決定されます。 ※給与改定により額が変わる可能性があります。
諸手当	<ul style="list-style-type: none"> ・給料・報酬の他に、時間外勤務手当、通勤手当、退職手当などがそれぞれの条例・規則等に定める条件に当てはまる場合に支給されます。 ・期末・勤勉手当（ボーナス）として、年4.6カ月分が6月と12月にわけて支給されます（令和7年度見込み）。条例・規則等の改正により、変更となる場合があります。 ※期末・勤勉手当は、任用形態・期間によって支給額が減額になったり、支給対象とならなかったりする場合があります。
給料・報酬等 支給日	翌月の15日（金融機関が休みの場合は、直前の営業日）
休日	週休日（原則として土・日曜日）、祝日、年末年始、学校休業日
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与（1年間に最大20日） ※事由によって、特別休暇等が付与される場合もあります。（忌引や夏季休暇など）

<p>社会保険</p> <p>※給与改定により、任用期間の途中から加入対象になる場合があります。</p>	<p>【健康保険・厚生年金保険】</p> <p>勤務時間・勤務日数がそれぞれ週5日フルタイム勤務の4分の3以上あれば加入します。ただし、4分の3未満でも、下記すべての要件を満たしていれば、加入となります。</p> <p>① 週の勤務時間が20時間以上であること ② 1カ月あたりの賃金が88,000円以上であること ③ 雇用期間が2ヶ月を超えること ④ 学生でないこと</p> <p>※ただし、70歳以上の人は厚生年金保険の被保険者にはなりません。在職中に70歳に達した人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失します。</p>
<p>公務災害</p>	<p>【雇用保険】</p> <p>週所定労働時間が20時間以上で、任用期間が31日以上であれば雇用保険に加入します。</p> <p>また、65歳に達した日以後に新たに雇用された人も雇用保険の被保険者となります。</p>
<p>服務</p>	<p>市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。</p> <p>一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務などの服務上の規定が適用されます。</p>

3 採用試験

<p>応募受付期間</p>	<p>採用人数に達するまで（毎週金曜日締切）</p>
<p>実施時期</p>	<p>毎週金曜日の締切後、面接官と応募者の日程調整をして試験日を決定します</p>
<p>試験会場</p>	<p>市役所内（受験票でご確認ください）</p>
<p>実施方法</p>	<p>面接</p>
<p>受験資格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員免許を有する人 ・ 児童生徒および教職員と誠実かつ円滑なコミュニケーションがとれる人 <p>※地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する人は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 大野城市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、大野城市教育委員会の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
<p>提出物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大野城市会計年度任用職員採用試験申込書①および② ・受験票を貼付けした郵便はがき ・誓約書 ・教員免許の写し <p>※申込書および誓約書はすべて市役所に募集要項と共に備え付け、またはホームページに掲載</p>
<p>申込方法</p>	<p>提出物を郵送または直接提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込書①には、必要事項を記載のうえ、写真票に顔写真を貼付し、受験票部分を切り取り、郵便はがきの裏面に貼付してください。はがきの表面には、返送用の宛名を記載し、85円切手の貼付をしてください。 ・申込書②（申込用履歴書）には必要事項を記載のうえ、顔写真の貼付をしてください。 ・誓約書は内容を確認のうえ、日付および氏名を自署で記入してください。 <p>※1通の申込書で学級運営サポートティーチャー、不登校対策サポートティーチャーを併願することができます。</p> <p>※受験票は申込受付締切り後に、郵送します。</p> <p>※一度受理した書類は、いかなる理由があっても返却しません。</p>
<p>提出先</p>	<p>〒816-8510 大野城市曙町2丁目2番1号 大野城市役所 教育支援課</p> <p>※郵送の場合、必ず封筒の表に「会計年度任用職員（学級運営サポートティーチャー）申込」と朱書きし、封筒の裏には差出人の住所・氏名を記載してください。</p> <p>※持参の場合は、市役所5階教育支援課に直接持参してください。</p>
<p>提出期限</p>	<p>採用の人数に達するまで随時受け付けます。（毎週金曜日締切）</p> <p>持参の場合の受付は、平日8時30分から17時までです。</p>
<p>合格発表</p>	<p>試験後1週間以内に合格者に電話連絡、受験者全員に結果の通知を発送します。</p> <p>※合否結果について、電話での問い合わせにはお答えできません。</p>

試験結果開示	<p>受験者本人に限り、合格発表後1週間、試験結果の情報提供を行います。</p> <p>希望する人は、市役所5階の教育支援課まで、受験票を持参して申し出てください。受付は、平日9時00分から16時までです。</p> <p>※試験結果のコピーが必要な方はコピー代として10円が必要です。</p>
--------	--

※遅刻した場合は受験を認めませんのでご注意ください。

※試験会場は席により空調の効き具合が異なります。調節のできる服装でお越しください。

※受験に際して特に配慮を希望する場合は、申込時に教育支援課までご相談ください。

4 任用

合格後	<ul style="list-style-type: none"> ・採用試験の合格者は、<u>合格の日から令和9年3月31日まで</u>を登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿（候補者名簿）に登録されます。
採用決定	<ul style="list-style-type: none"> ・採用試験では、採用人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とするため、<u>候補者名簿に登録されても、必ずしも全員が採用されるとは限りません。</u> ・採用については、採用試験の成績やこれまでの勤務歴等から、業務への適性を考慮し、仕事の打診をさせていただきます。 ・<u>登録期間内に採用の必要が生じた場合に、随時、候補者名簿に登録のある方に仕事の打診をさせていただきます。</u> ・育児休業等取得している職員の代替として任用される場合もあります。
条件付採用	<p>地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。</p> <p><u>予算措置が講じられない場合、任用されないことがあります。</u></p>